

国内民間建立戦没者慰霊碑に係る維持管理対策の更なる充実を求める意見書

国は、平成２８年度から、建立者等が不明で適切な維持管理が行われず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、適切な対応を図るため、都道府県及び市町村が行う管理状況不良慰霊碑の移設または埋設への取り組みを補助する国内民間建立慰霊碑移設等事業を始めた。

さらに、令和元年度には、高齢のために建立者等が自ら維持管理を行うことが困難と認められる場合にも建立者等が不明に準ずる状態とし、補助対象の範囲を拡大した。

こうした制度を活用した移設や撤去等が行われているが、平成３１年４月時点の国内民間建立戦没者慰霊碑は、１６,２３５基で、そのうち、管理状況が不良、やや不良は、合わせて７８０基、不明は１,４９５基ある。本市においても、慰霊碑は１９基ほど存在し、建立時期は明治、大正、昭和、不明などの中、地震等の災害による倒壊、破損の危険性がある。

さらに、高齢化する遺族会としても、慰霊の場は守りたいが、慰霊碑の次世代への継承、存続、撤廃への葛藤など、今後の課題への問いに明確な答えを見出せない中で、関係者による維持管理は限界に近づいている。

よって、国においては、国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱及び事業費補助金交付要綱を早急に見直すとともに、本事業の実施主体である都道府県または、市町村との連携強化を図り、慰霊碑に係る維持管理対策の更なる充実を求めるため下記の事項を強く要望する。

記

- １ 維持管理に対する補助金制度の創設と充実
- ２ 慰霊碑の適切な保存と修繕体制の整備
- ３ 慰霊碑の管理責任の明確化と継承体制の確立
- ４ 慰霊碑の歴史的、文化的価値の周知と啓発活動の強化
- ５ 地域住民、関係団体との連携強化
- ６ 防災対策と災害時の保護措置、復旧支援策の整備
- ７ 持続可能な資金確保の仕組みづくり

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀 福志郎	}	宛
参議院議長	関口 昌一		
内閣総理大臣	石破 茂		

内閣官房長官	林 芳正	}	宛
厚生労働大臣	福岡 資麿		